資料 7- 1

宝塚市立中学校生徒転落事案に関する調査報告書について（声明）

2018(平成 30)年 10 月 16 日
宝塚市いじめ防止対策委員会

本委員会は、標記に関する新聞報道等の現況に鑑み、第三者委員会としての説明責任を遂行する観点から、以下の声明を表すものです。

本委員会は、平成 28 年 12 月 28 日、宝塚市教育委員会より、平成 28 年 12 月 8 日に発生した市立中学校生徒転落事案（以下「本件」といいます。）に係る調査について諮問を受けました。ただし、臨時委員の選任、常任委員の欠員補充等のため、条例上に定められた委員 6 名が揃うのは平成 29 年 2 月 3 日となり、そこから調査実施に向けた審議を始めることとなりました。

本委員会は、実質的には平成 29 年 3 月 27 日から平成 30 年 7 月 23 日まで、都合 76 回にわたり、当該学校教職員と生徒、保護者、市教育委員会、そして当該生徒遺族を対象とする聞き取り調査を実施してきました。また、並行して当該学校及び市教育委員会、また遺族から、それぞれ提出された資料に係る文献調査を行い、審議を重ねてきました。

これらに基づき、本委員会は平成 30 年 7 月 23 日、市教育委員会の諮問に対する答申として、標記の調査報告書を提出しました。

この 7 月 23 日提出の調査報告書（改訂前）の概要は、次の通りです。

「はじめに」と「結び」を含め本文は 134 頁からなり、「第Ⅰ部　事実経過及び事実認定」、「第Ⅱ部　自死に至る当該生徒の心理的側面に関する検討」、「第Ⅲ部　本件の背景に関する教育学的検討と提言」の 3 部構成により、全 11 章にわたる内容で答申しました。

第Ⅰ部では、まず「前提となる事実」（第 1 章）として、当該生徒が中学 2 年生で在籍していた学級の状況、在籍していた部活動の状況について述べるとともに、当該学校の部活動における問題傾向について取り上げています。これを踏まえて次に「事実経過」（第 2 章）として、学級と部活動での当該生徒をめぐる状況として把握された事実について、本件が発生するまでの経過を述べています。その中では、本件発生のほぼ 1 年前、当該生徒が所属する部活動内の人間関係において、当該生徒を含む生徒たちによるいじめ問題（以下「前年度事案」といいます。）が発生していた事実についても指摘しています。

本委員会は、これら一連の事実や経過について、いじめ防止対策推進法のいう「いじめ」の定義を踏まえて検討した結果、当該生徒に対するいじめ行為は少なくとも 4 点において

認定できると判断し、これを「本委員会が認定したいじめ行為」（第３章）として明確に述べています。この事実認定に際しては、「これらのいじめ行為は、一つひとつは一見、さほどの攻撃性はないと見えるが、総体としては、生命の危険にも結びつく重大なものである。」と述べ、有形力を行使する類のあからさまな暴力行為は一切認められなかったものの、総体的結果としての重大性が認められると指摘しています。

そして、第Ｉ部のまとめとして、「学校の対応の問題点」（第４章）について、「いじめに対する認識の甘さ」、「学校を挙げての取り組みがなされなかったこと」、そして「教員の過重な負担」の３点にわたって述べています。

第Ⅱ部では、まず「いじめ行為と自死の相関性をめぐる基本的な考え方」（第５章）について論述し、その中で「自死の予防という観点から具体的に本件における自死について考える場合は、対人緊張に耐えられなくなった他の部員たちが、対処行動として自死以外の様々な中間段階を選択しているのに、それに対して当該生徒の場合は、なぜ中間段階を選択せず一挙に最悪の選択である自死行為に至ったのか」と、今後の再発防止に向けて検討するべき課題を提示しています。

これを踏まえ、次に「当該生徒の家族、生育歴、および精神医学的検討」（第６章）、そして「当該生徒の自死に至る状況の臨床心理学的検討」（第７章）について述べています。その中では、再発防止に資する観点から、当該生徒の生い立ちやその心の内面、家族内の関係等について、心理学的な仮説をも含む考察を試みており、そうしたことから家族のプライバシーにかかわる内容もある程度含むものとなっています。

これらの検討を踏まえ、第Ⅱ部のまとめとして「提言－本件を踏まえた再発防止の心理学的アプローチ」（第８章）として、「子どもの援助希求と対応をめぐる課題」、「子どもの援助希求に対する心理学上の方策」について述べています。

第Ⅲ部では、従前よりの当該学校の取り組みや市教育委員会の施策等が、なぜ本件を未然に防ぎ得なかったのか、との観点から、まず「宝塚市におけるいじめ防止対策の基本的な枠組み」（第９章）について、改めての確認を行い、これを踏まえ「いじめ防止基本方針に基づく当該学校の取り組みの状況」（第１０章）について検討を行っています。

その中では、教育課程外に位置づく部活動の制度運営上の問題とともに、本件にかかわっても「部活動における指導」の問題が少なからず認められることを指摘しています。とくに本件の１年前に発生していた当該部活動内でのいじめ問題（既出「前年度事案」）では、当該生徒は他の部員たちと共にその渦中に置かれていましたが、この前年度事案は適切妥当な解決を見ることなく経過しており、これについて本委員会は、「加害的立場に置かれた部員たちに対する適切な指導がなされていなかったことが背景要因となって、その同じ部員たちの中に、新たな被害的立場――すなわち当該生徒が置かれた状況――が生み出され

たのではないか」と指摘しています。ただし、調査過程で当該生徒の遺族から聞き取る中では、前年度事案は本件とは関係がないとの遺族の認識が明確に示されていたことを踏まえ、前年度事案における当該学校の指導上の問題を概括的に指摘して、「今後の再発防止に向けて、十分に留意するべきものと考えられる」と述べています。

以上を踏まえ、第Ⅲ部の最終章として「背景に認められる問題と再発防止に向けた提言」（第１１章）として、「いじめの定義と『謝罪会』をめぐる問題」、「いじめ防止委員会と教育課程の編成・実施をめぐる問題」、「『生徒の主体的な活動』と部活動の指導・運営をめぐる問題」を指摘し、最終節では市教育委員会の課題・提言として概括４点を述べています。

本委員会は、以上の内容からなる調査報告書（答申書）を本年 7 月 23 日に市教育委員会に提出するとともに、同日のうちに遺族に対しても同報告書の写しを手交して概要説明を行いました。その後、8 月 9 日、9 月 3 日と 2 回にわたり、遺族からの質問に応答する形で報告書の内容を説明しました。その 8 月 9 日、遺族から本委員会に対して、前年度事案に関する資料を新たに提出したいとの申し出がありました。

遺族は 7 月 23 日に手交された調査報告書を読んだ結果として、前年度事案は本件とは関係がない、とのそれまでの認識を改めるところとなり、本件との関係を検討する資料を提出したい、とのことでした。

この本委員会に提出された資料は、前年度事案の中で開かれた、教員たちと関係保護者たちとによる２回にわたる集まりでの実際のやり取りを再現するものでした。本委員会はこれを検討した結果、既に報告書に記載している前年度事案の事実経過、当該学校の対応上の問題点、前年度事案と本件との関係に関する指摘等について、新たに変更を要するまでの内容ではなく、よって同資料に係る追加調査の必要はないものと判断しました。

ただし、遺族の認識が 7 月 23 日付調査報告書を通して改められ、前年度事案と本件との関係について、本委員会と遺族とのほぼ共通の認識が得られたことを踏まえ、市教育委員会が再発防止の取り組みを具体化するに際して、特に留意するべき事項について、7 月 23 日付調査報告書に追記等を施すこととしました。これにより、本年 10 月 1 日に改訂版調査報告書を市教育委員会に提出するとともに、その写しを遺族に手交して改訂の主旨等について説明しました。

上述の主たる改訂部分は、次の通りです。なお、本文は全 133 頁となっています。

① 本件と前年度事案との関係を十分に踏まえて積極的な再発防止策に取り組むことを求める観点から、第Ⅰ部及び第Ⅲ部の一部において、前年度事案に関係する追記を施しました。これに関連して、第Ⅰ部で行った事実認定のまとめで述べていた「これらのいじめ行為は、一つひとつは一見、さほどの攻撃性はないと見えるが、総体としては、生命の危険にも結びつく重大なものである。」に続けて「これらのいじめ行為以外には、特

に自死に結びつくような事柄は見当たらなかった。」として、第Ⅰ部で取り上げた事実経過の範囲内での総体的結果として、いじめ行為を認定した旨追記しました。

② ２回にわたって遺族に調査報告書を説明する中では、主として第Ⅱ部で考察した「当該生徒の自死に至る状況の臨床心理学的検討」（第７章）の記述について、いじめ行為の認定には関係しない部分で、3 か所に誤りがあると遺族から指摘があり、また同章の心理学的な仮説を含む考察についても、その再考を求められたことから、本委員会として改めて検討を行いました。その結果、改訂に際して第７章の相当部分を削除しました。

③ 前二項のほか、若干の誤字・脱字について訂正を行いました。

最後に、本委員会は、宝塚市の条例に基づいて市教育委員会の附属機関として設置され、市教育委員会の諮問を受けて必要な調査を実施し、市教育委員会に答申することを課せられた機関です。その権能については、ことに本委員会の調査権や調査結果の公表権その他重要事項については、残念ながら条例上詳細に規定されていません。このような条例上の課題を孕みつつも、本委員会は自らの重要な責務として市教育委員会に対する答申を行い、これを履行した後、それまでの調査一環としての遺族への対応を踏まえつつ、一定の独立性を有するべき公的第三者機関としての立場にあることに留意して、調査結果に関する遺族への対応に真摯に取り組んできました。調査報告書の改訂は、こうした経過等を踏まえて本委員会の主体において判断いたしました。

とりわけ、それに際して、本件の背景の重要事項と捉えられる前年度事案と本件との関係について、当初は無関係との認識を示していた遺族が 7 月 23 日付調査報告書を通してその関係を認識するところとなり、これにより今後の再発防止に向けた本委員会と遺族との共通認識を一定形成し得たことは、本委員会として積極的に評価するところです。

また、本委員会は、公表権を条例上付与されていないことから、市教育委員会の判断と対処、遺族の意向を尊重することを基本として、第三者委員会としての一連の対応に努めてまいりました。そうしたなか 10 月 10 日以降、一部報道機関から標記調査報告書に関する遺族からの情報として報道がなされ、翌 11 日には市教育委員会が記者会見した旨、その事後に聞くところとなりました。本委員会は、こうした経過と状況に鑑み、公的な第三者委員会としての説明責任を遂行する観点から、以上の公表を可と判断しました。

あわせて、標記調査報告書の公開については、市教育委員会において、今後の再発防止の取り組みに積極的に資することができるよう、市の情報公開条例及び個人情報保護条例等を参酌の上、有効にして適切かつ速やかに図られるよう期待するものです。

以上